

半田市水道事業給水条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年九月十六日

半田市長 久世孝宏

半田市条例第二十八号

半田市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(半田市水道事業給水条例の一部改正)

第一条 半田市水道事業給水条例(平成十年半田市条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の管理者又は他の管理者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(半田市下水道条例の一部改正)

第二条 半田市下水道条例(平成二年半田市条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の管理者の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の管理者の指定を受けた者は工事することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。